

# 「うつのみや生きものつながりプラン（宇都宮市生物多様性地域計画）」（素案） に関するパブリックコメントについて

## 1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間      平成 27 年 12 月 7 日 ～ 平成 28 年 1 月 6 日 まで
- (2) 意見の応募者数                      7 名  
      意見数                                      41 件
- (3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数		5	1	1		7

## 2 意見の処理状況

区分	処 理 区 分	数
A	意見の趣旨等を反映し、実施設計に盛り込むもの	10
B	意見の趣旨等は、実施設計に盛り込み済みと考えるもの	18
C	実施設計の参考とするもの	7
D	実施設計に盛り込まないもの	
E	その他、要望・意見等	6
	計	41

### ①プランの基本的事項（第1章）について（2件）

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	生物多様性基本法の特徴の1つであり、子供のための生物多様性、生物多様性とちぎプランにも明記されていることから、「第5章 第1節 推進体制」の市民、市民団体の役割として、「生物多様性に配慮した、商品やサービスの選択と購入をします」を挿入してください。	A	生物多様性の恵みを持続的に享受していくために、生物多様性に配慮した商品等を選択することは重要なことであると認識していることから、P.4において「生物多様性に配慮した商品」を紹介するコラムを追加いたします。
2	「第1章 第2節 生物多様性を取り巻く動向」において、2015年に採択されたSDGsについての言及の追加をご検討ください。 ※SDGs…21世紀の国際社会の目標として貧困削減などを目指す「ミレニアム開発目標（MDGs）」が達成期限を迎えるにあたり、MDGsに代わる今後の「持続可能な開発目標」として国連が設定。	A	生物多様性の考え方が取り入れられた国際的な取組であることから、P.8において「持続可能な開発目標（SDGs）」を紹介するためのコラムを追加いたします。

②生物多様性の現状と課題（第2章）について（7件）

3	<p>「第2章 第2節（1）本市に生息・生育する生きもの」において、宇都宮市における特徴的な動植物、生態系などについてリストやマップにした一覧を作成し、盛り込むことを提案します。（レッドリストに限らず）</p>	A	<p>地区毎に生きものの写真を掲載しているところではありますが、より親しみやすくわかりやすいプランとするために、本市の代表的な生態系についても写真を含め図示したものをP.22に「宇都宮市を代表する自然環境」として掲載いたします。</p>
4	<p>「第2章 第2節（2）生態系の特徴」の「生態系の特徴」については、視点が向かいにくいことでもあり、写真など活用した説明があるとよいと思います。</p>		
5	<p>「第2章 第2節（2）地域別の生態系の特徴」における東部地区の重要種について、市天然記念物である「クロコムラサキ」や、「カワラノギク」があるので、それらを含めていただきたい。</p>		
6	<p>「第2章 第4節（2）生きものとその生息・生育環境」の「本市を特徴付ける生きもの」について、鬼怒川の柳の木には、市天然記念物である「クロコムラサキ」がいるので、指定記念物にしているものは必ず含めていただきたい。</p>	A	<p>「第3回宇都宮市自然環境基礎調査結果」につきましては、平成21・22年度に実施した宇都宮市自然環境基礎調査の報告書に掲載されている結果に基づき記載しており、天然記念物についての記載も、この調査を踏まえ抜粋しております。</p> <p>なお、「クロコムラサキ」や「カワラノギク」につきましては、P.31,32の「本市を特徴付ける生きもの」において追記いたします。</p> <p>また、写真については自然環境基礎調査の結果として公表している写真のほか、新たに専門家の方の協力により収集したものを掲載いたします。</p>
7	<p>「第2章 第4節（2）生きものとその生息・生育環境」の「本市を特徴付ける生きもの」に図示されている「本市の代表的な自然環境」において、各地区毎に必ず代表的なものの写真を入れて欲しい。東部地区では、カワラノギク、クロコムラサキなどの飛山周辺の河川敷の写真を入れて欲しい。</p> <p>なお、ここに載っている写真はパンフレットで使用されている写真と思われるので、過去に使用していない写真を載せて頂きたい。せっかくの生物多様性の新事業に新鮮味がかけてしまう。</p>		
8	<p>「第4章 第2節（2）基本施策④生きものとその生息・生育環境の保全」において、生物多様性とちぎ戦略には記載のある農薬問題についての記載が全くないので、農地・農村環境保全の推進の中で、「…環境にやさしい（化学農薬や化学肥料を使わないなど）…」と（ ）を挿入してください。</p>	A	<p>農薬を含む化学物質については、第3の危機として認識していることから、P.38の「生きものとその生息・生育環境の保全」の課題として「里地里山に生息・生育する生きものに配慮した農業の推進」において、「減農薬・減化学肥料など環境負荷の少ない環境保全型農業を推進する必要があります」と追記いたします。</p>
9	<p>「第2章 第5節（2）生きものとその生息・生育環境」において、化学物質の影響については、生物多様性基本法、生物多様性国家戦略、P R T R法制度による栃木県集計結果報告もあり、重要な項目であるため、生きものとその生息・生育環境の変化への対応には、化学物質についての記載を挿入ください。</p>	A	<p>化学物質の影響については生物多様性の第3の危機として認識していることから、P.39の「生きものとその生息・生育環境の変化への対応」についての課題である「外来種等への対応」の中で「生態系に有害な影響を及ぼす化学物質についても、実態の周知や適切な使用を促していく必要があります」と追記するとともに、その対応をP.52「外来種等に関する周知啓発」において反映いたします。</p>

③将来像と基本方針（第3章）について （2件）

10	<p>「生物多様性」の普及啓発のためには、生物多様性という言葉や概念の浸透だけではなく、「それが生活のどういったことにつながっているのか」という観点からのアプローチが大切だと考えます。愛知ターゲットに掲げられる、自然共生社会実現というビジョン「2050年までに自然と共生した社会を目指す」のためにも、環境基本計画、まちづくり、産業育成など、さまざまな分野において「生物多様性」「生態系サービス」といったこととのつながりを意識した発信を行うこと（分野横断的展開）を推進することを求めます。</p>	B	<p>生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会の実現のために、「生物多様性の大切さを知る」、「生物多様性を守る」を基本方針とし、分野横断的な推進を本プランに位置付けております。</p>
11	<p>生物多様性の保全及び繁栄のビジョンは、人が地球自然の中で豊かな暮らしを育む上でも、欠かせない視点と認識しており、「人と生きものが 育みあうまち うつのみや」といった将来像が立てられたことを大変喜ばしく、宇都宮市民として誇りに思います。 「うつのみや生きものつながりプラン」をぜひとも盛り上げて下さいますよう、どうぞよろしくお願い致します。</p>	E	<p>本プランは、本市においてはじめての生物多様性保全に関する計画です。本プランで掲げる将来像であります「人と生きものが 育みあうまち うつのみや」を達成できるよう、生物多様性保全事業を推進してまいります。</p>

④基本的施策（第4章）について （25件）

12	<p>まちづくりと一体となった取組にすることが重要であることから、宇都宮市のまちづくり部、教育委員会、文化課などとの連携を取った取組も考慮して頂きたい。 単なる学習会で終わらないこと、学習会に参加した数で終わらないこと。学習会後の地域での展開の実績まで把握・集計し、取組の評価をするまで行って頂きたい。</p>	B	<p>生物多様性の重要性について周知啓発や人材育成などを総合的に推進するため、様々な活動主体と連携し、自然に親しむ活動を通じた意識の醸成から生物多様性の理解・保全活動までつなげる事業の推進を本プランに位置付けております。</p>
13	<p>生物多様性の推薦図書コーナーを図書館や公民館などの公共施設に積極的に設置する。これに加え、宇都宮／栃木に特化した書籍もあるとよいと思います。 「宇都宮」を伝える教科書副読本なども、学習資料として有効です。</p>		
14	<p>生物多様性フォトコンテストなどの実施（既存のフォトコンテストに「生物多様性部門」を設けるなどという方法も有効と言える（地域の自然を写真に写している人たちは多く、こういった層に、生物多様性について浸透する効果が見込めます。 *多様な連携の推進にあたり、関心を持った市民が参加しやすい、オープンなラットフォームの運営が望ましいと思います。</p>	C	<p>生物多様性に関する意識醸成の推進にあたり、周知啓発や環境学習の手法について検討する際の参考としてまいります。</p>

15	<p>生物多様性の推進には、多くの市民が身近なところから理解を深めることが大切です。人間にとって危険な生き物はほんの一握りで、それを排除するのではなく、どううまく付き合うかが大切です。市内の生き物達を知り、それとうまく付き合う方法をまとめた冊子を作成してみたいかでしょうか。</p>	C	<p>レッドリストやパンフレット等を作成する際に盛り込むとともに、子どもを対象としたパンフレットの作成を併せて検討してまいります。</p>
16	<p>環境省発行「子供のための生物多様性」のようなパンフレットの作成をしてください。</p>		
17	<p>「第4章 第2節 基本施策1 自然に親しむきっかけづくり」において、自然に親しむきっかけづくりでは、パネル、電子媒体よりも自然観察会などの体験型で取り組む事が効果的だと思います。既存の活動団体に体験型の活動を多くしてもらうことが必要と考えます。</p>	B	<p>本市としても、自然に親しむきっかけづくりとして、身近な自然とふれあうことが重要と考えており、「自然観察会等の実施」を重点事業として位置付けております。この取組をより効果的なものとするため、本市としての取組のみならず、既存の活動団体における体験型の活動と連携してまいります。</p>
18	<p>「第4章 第2節 施策展開と取組指標 基本施策1」において、取り組むべきテーマとしても、里地里山の保全/地域住民やボランティアによる保全活動の重要性などが認識されており、これらのニーズに応える上でも、地域にある学習拠点を有効活用することが望ましいと言えます。</p>	B	<p>生物多様性の意識醸成を推進するにあたり、P.47「基本施策1 自然に親しむきっかけづくり」において、環境学習センターをはじめとした様々な市有施設を活用した事業の推進を本プランに位置付けております。</p>
19	<p>「第4章 第2節 基本施策1 自然に親しむきっかけづくり 広報媒体を通じた情報発信」において、図書館や公民館を普及啓発の重要拠点として位置づけてほしい。</p>		
20	<p>「第2章 第5節(1) 生物多様性保全に関する意識」において、学ぶ場の創出では、環境学習センターも良いが、アクセスが悪い。それ以外の場にも設定して欲しい。環境省が国内各地で推進している”ESD教育”の実態調査を行い、優れた取組事例を参考にすると良いと思います。</p> <p>※ESD…持続可能な開発のための教育。持続可能な社会作りの担い手を育む教育のこと。</p>	B	<p>環境学習センターをはじめとした様々な市有施設を活用しながら事業を推進する他、出前講座の新たな実施を位置付けております。また、様々な自治体におけるESDの取組事例についても情報を収集し参考にしております。</p>
21	<p>環境教育において、1校に1箇所の「学校ビオトープ」の設置を要望する。</p>		
22	<p>「第4章 第2節 基本施策2 学ぶ場の創出 環境学習機会の提供」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*総合学習における推薦テーマとして生物多様性を位置づけてほしい。</li> <li>*持続可能な社会/地域づくりのための教育(BSD)の推進や、まちづくりと連携して生物多様性の普及啓発を位置づけてほしい。</li> <li>*小中学校・公共施設などでのビオトープ活動の推進と、エコロジカルネットワークの構築による、市域全体の環境的価値ならびに社会的資本価値の向上</li> </ul>	C	<p>現在、いくつかの学校や市有施設において、ビオトープの整備やグリーンカーテンの設置など、環境学習に係る様々な活動を実施していることから、今後、これらを持続可能なまちづくりにつなげる環境学習の手法を検討する際の参考としてまいります。</p>

23	<p>「第3章 将来像と基本方針」において、長期的ビジョンの共有のため、市民参加型のワークショップを開催してほしい。</p>	B	<p>P.49「基本施策3 活動へつなげる支援」のうち、「施策① 生物多様性保全に係る人材育成」の中で、市民参加型の講習会やシンポジウム等の開催を位置付けております。</p>
24	<p>「第4章 第2節 基本施策3 活動へつなげる支援」の環境配慮指針の運用（継続）については、継続の内容が確認できるよう明示してください。第2次環境基本計画のものが継続であるのならば、第3次環境基本計画（素案）にも明示するべきと思います。また、環境配慮指針の中に、生物多様性への配慮に至る文言が入っていないので、この機会に一部修正した方が良いと思います。</p>	B	<p>「環境配慮指針の運用（継続）」につきましては、生物多様性に配慮した取組を市民活動や事業活動などの様々な機会や場において推進する必要がありますことから、環境基本計画にも盛り込まれている環境配慮指針を運用することとしています。この環境配慮指針につきましては、市民、事業者の環境配慮に関するガイドラインとして重要なものであることから、新たな環境基本計画の策定に伴い変更が生じた施策・事業との整合を図るための見直しを行っております。見直しの作業に当たりましては、生物多様性への配慮などの新たな視点や社会情勢等の変化などにも対応できるよう進めてまいります。</p>
25	<p>「第4章 第2節 基本施策4 生きものとその生息・生育環境の保全 生息・生育環境のつながりの確保」において、アドバイザー会議の実施にあたり、アドバイザーの構成員、議論の内容などを一般公開し、透明性を確保してほしい。</p>	E	<p>アドバイザー会議に係る情報については、個人に関する情報や意思形成過程に関する情報等が含まれる場合があることから、一律に公開することは困難と考えており、その都度、宇都宮市情報公開条例に基づき対応してまいります。</p>
26	<p>アドバイザー会合のメンバーや話し合われた内容の共有を求めます。</p>		
27	<p>「田んぼのまわりの生き物調査」がプランの事業として盛り込んであることは非常にうれしい。中核市として特徴的な事業であると思うので、今後もぜひ継続して実施してほしい。</p>	E	<p>本市としても、農地等を含む「里地里山」における自然環境は重要であると認識しており、この「田んぼのまわりの生き物調査」については非常に有意義なものであると考えておりますので、継続して支援してまいります。</p>
28	<p>「第4章 第2節 基本施策3 活動へつなげる支援 様々な主体による生物多様性保全の取り組み推進」において、市内の取り組みの可視化をしてほしい。（取り組みについての情報を公募し、または取材して発信するなど） （参考：国連生物多様性の10年日本委員会の認定事業登録の推進／にじゅうまるプロジェクトへの登録推進など）</p>	B	<p>「自然環境保全団体等への活動支援」の一環として、本市内における様々な活動団体やその活動内容の把握に努め、各活動主体間のネットワークを構築し、連携を図りながら推進するとともに、その取組内容等の情報を発信してまいります。</p>
29	<p>活動へつなげる支援では、市の提案の通り市民、団体等のネットワーク構築が重要と思います。至急、関係がありそうな団体を調査・把握して、情報共有の場を作ってください。</p>	B	<p>本市においても活動主体間のネットワークは重要であると考えており、様々な活動団体やその活動内容の把握に努め、ネットワークを構築することを本プランに位置付けております。</p>

30	<p>できるだけ自然の護岸・流路，木質の水田魚道など生き物に配慮した工法を今後義務付けるべきです。</p>		
31	<p>河川環境の保全として，生きものや自然環境の保全のみならず，防災・減災を視野においた「グリーンインフラ（生態系をいかした防災・減災）」の観点から，生態系サービスの重要性について認識を深めることが重要です。</p>	B	<p>本市では，環境と調和のとれた安全で快適な河川環境の創出を目指しており，義務付けしてはおりませんが，市民の安全と自然環境の両面に十分配慮した工法をできる限り採用しております。</p>
32	<p>多自然川づくりの推進において，生態系をいかした防災・減災/景観保全/リクリエーション機能の向上など，生態系の多面的機能を配所した河川づくりを行う。</p>		
33	<p>「第4章 第2節 基本施策4 生きものとその生息・生育環境の保全」において，天然記念物の保全について，平石地区の天然記念物である「クロコムラサキ」は文化課が管理しているが，指定するだけで何の手も打っていない。文化課と環境保全課が協力した体制が必要です。</p>	B	<p>国土交通省が所管する河川敷内に生息する「クロコムラサキ」に関しては，地域の皆様による「クロコムラサキ愛護会」が除草などの生息環境の維持活動を年数回実施しております。市では，現在その活動に対し補助を行うなどの支援を行っておりますのでご意見を参考とし，今後とも関係団体や関係課と連携してまいります。</p>
34	<p>「第4章 第2節 基本施策4 生きものとその生息・生育環境の保全」において，農地・農村環境の保全の推進について，今までは「農地・水・環境（旧名称）」を推進するチラシが自治会で回覧されるだけであり，積極的に推進する役所や関係団体からの働きかけがなかったので，今後は積極的な推進活動を期待します。</p>	B	<p>農地・農村環境の保全と理解促進を図ることが重要であることから，関係機関と連携し対応してまいります。</p>
35	<p>外来種対策（防除，駆除）は重要な取組であると認識していますが，近県ではアライグマが相当の勢いで増えています。植物の外来種は希少種を被圧しますが，人体への被害は少ないと思います。アライグマは一旦増加すると大変なことになると思いますので，今のうちに予防的な取組を掲げて，定着させないことが必要と考えます。</p>	B	<p>外来種であるアライグマによる影響は認識しております。本プランにおける事業として「外来種等に関する周知啓発」を位置付けており，アライグマも外来種の1つとして周知啓発を実施するなど対応してまいります。</p>
36	<p>「ブラックリスト」は外来種を指していると思いますが，環境省も以前使用していました。ただし，今年3月に発表された生態系被害防止外来種リストの策定過程で，「ブラックリスト」という表現に疑義が呈された記憶があります。 確かに，外来種には合致すると思いますが，市が市民に向けて，作成する計画に掲げるプランとしては配慮が必要と考えます。</p>	A	<p>名称については，P.52において「（仮称）生態系に影響を与える外来種等リスト」として表現を見直します。</p>

⑤推進体制と進行管理（第5章）について （1件）

37	地域のまちづくり協議会が環境への取組に積極的に関わるようにすると良いと思います。環境保全活動とまちづくりは一体になる可能性が高いと思います。	B	まちづくり協議会を含め、地域の環境保全活動を行っている団体など様々な活動主体と連携してまいります。
----	--	---	---

⑥その他 （4件）

38	地域戦略の策定に合わせて、この度同時期に改定される、「第3次宇都宮市環境基本計画」においても、自然共生社会の実現、生物多様性の普及啓発に関する要素が十分反映されることを希望します。	B	現在策定中の「第3次宇都宮市環境基本計画」においても、基本施策「生物多様性の保全」の中に「生物多様性保全に関する意識の醸成」や「生きものとその生息・生育環境の保全の推進」の取組が位置づけられたことから、こうした上位計画の取組と連携を図りながら普及啓発に努めてまいります。
39	生物多様性の意味をよく把握し、これからの市の緑化に対して、生物多様性緑化指針を作成して、基金を設け、普及を図るべきと思います。	C	自然環境基礎調査の結果などを基に生物多様性に関する周知啓発等に努めるとともに、生物多様性の普及については、鶴田沼緑地や長岡樹林地などにおける生態系に配慮した保全活動や都市緑化基金による緑化の推進を進めていることから、今後の事業推進の中で参考としてまいります。
40	宇都宮版環境ISOでも、生物多様性に配慮した取組を事業者への要求事項として追加することを推奨します。	E	本市における事業所版環境ISOについては、ISO14001規格改定の内容を踏まえながら、今後、見直し等について検討してまいります。
41	よりよい施策づくりとその実現のために、生物多様性自治体ネットワークへの参画（本件では小山市が参画中）などを通じて、他の自治体との情報交換や優良事例の紹介などを行うことを希望します。	E	本市としても、他自治体と活動等において連携を図るため、あらゆる機会を通じ情報交換等を実施してまいります。